

登録要件（博物館法第13条）

- 1 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第31条第1項及び第6項において同じ。）を除く。）
 - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 2 当該申請に係る博物館の設置者が、博物館法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- 3 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 4 学芸員その他の職員の配置が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 5 施設及び設備が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 6 1年を通じて150日以上開館すること。